

厚生労働大臣	田村 憲久 様
厚生労働副大臣	山本 博司 様
厚生労働副大臣	三原じゅん子様
厚生労働大臣政務官	大隈 和英 様
厚生労働大臣政務官	こやり隆史 様
中央社会保険医療協議会会长	小塩 隆士 様
中央社会保険医療協議会委員	各 位
厚生労働省保険局医療課長	井内 努 様
厚生労働省保険局医療指導監査室長	渡辺顕一郎 様
厚生労働省近畿厚生局長	武田 康久 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓



重症度、医療・看護必要度をはじめとした経過措置の再延長等を求める緊急要望書

謹 啓

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日本の社会保障制度拡充のために、またこの度の新型コロナウイルス感染症拡大の1日も早い収束に向けて、日夜ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

さて、2020年（令和2年）度診療報酬改定で同年9月30日までとされた経過措置のうち、患者の実績要件に係る要件については新型コロナウイルス感染症への対策による影響を受けていることから、各医療機関への影響等を考慮していただき、①重症度、医療・看護必要度の施設基準、②回復期リハビリテーション病棟入院料1・3のリハビリテーションの効果に係る実績の指数、③地域包括ケア病棟入院料（特定一般入院料の注7も同様）の診療実績に係る施設基準一につきましては2021年（令和3年）3月31日まで経過措置をすでに延長していただいている。

しかし、昨年11月より第三波となる新型コロナ感染者増を呈し、1都2府8県には緊急事態宣言が発令される事態になっています。

現在の医療現場は、経過措置の延長が決められた8月下旬よりもさらに厳しい状況となり、ご承知の通り、病床の運用は逼迫し、患者の新規入院、退院・転院、受入れに影響が出ており、平時の施設基準維持が困難な状況にあります。このような状況では経過措置期間終了時の届出に必要な実績を満たすことができない病院が少なくないと考えられ、経営が成り立たなくなる医療機関が発生し、新型コロナウイルス感染症への対応がさらに困難となってしまいます。

つきましては、このような現状を踏まえて戴き、下記内容の実現を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

謹 言

記

- 一. 令和3年3月31日まで経過措置を延長された①重症度、医療・看護必要度の施設基準、②回復期リハビリテーション病棟入院料1・3のリハビリテーションの効果に係る実績の指数、③地域包括ケア病棟入院料（特定一般入院料の注7も同様）の診療実績に係る施設基準について、コロナ禍収束まで経過措置の再延長を行うこと
- 一. 「緊急事態宣言」発令の有無にかかわらず、あらゆる施設基準について、当面の間は要件を満たしているとみなすこと

以上